

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

国の方針により、新型コロナウイルスワクチンを無料で接種できる期間は、3月31日(日)までとなります。接種を希望する人は、早めの接種をご検討ください。



令和6年度以降は、季節性インフルエンザと同じ予防接種法に基づく定期接種として、次のとおり実施します(12月11日時点)。

▼対象 65歳以上の高齢者、重症化リスクの高い60歳～64歳の人

▼接種時期 秋～冬(年1回)

▼接種するワクチン 流行しているウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて選択

●弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎ 0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日と12月29日(金)～1月3日(水)は休み)

農業者年金に加入しましょう

▼加入できる人 60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民

年金保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する人

▼保険料の額 月額2万円～7万7,000円(自由に決めることができます)

※支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります/35歳未満で政策支援加入の対象とならない人は1万円から加入できます。



▼注意事項など

- ①農業者年金に加入する人は、国民年金の付加年金(月額400円)への加入が必要です。
- ②国民年金基金および個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できません。

詳しい内容は、お問い合わせください。

●農業委員会事務局(☎ 40-7104)

公務員合同説明会

公務員の仕事の内容やその魅力について、さまざまな機関の職員が一堂に会し、説明会を開催します。それぞれの公務員の特徴や違いを知ることができ、採用方法などについて個別相談することができます。



市役所のほか、陸海空自衛隊、

弘前地区消防事務組合、弘前警察署、青森海上保安部が参加します。

▼とき 1月21日(日)、午後0時30分～4時20分

▼ところ ヒロロ(駅前町)4階市民文化交流館ホール

▼対象 高校生以上(保護者同伴可、保護者のみの参加も可) ※事前の申し込みは不要。

▼参加料 無料

●人事課(☎ 35-1119)

公立小・中学校教員募集

令和6年4月から勤務が可能な児童・生徒の指導に当たる講師(臨時的任用職員)を募集しています。「短時間ならできそう」など、お気軽にお問い合わせください。



▼応募資格 小・中学校の教員免許状を所有している人

※「臨時免許状」を取得することで、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼申し込み方法 県ホームページ(QRコード)から詳細を



確認し、「臨時的任用職員等志願書」を記入の上、郵送かメールで申し込みを。

●県教育庁中南教育事務所(〒036-8345、蔵主町4、☎ 32-4451、E E-CHUNAN@pref.aomori.lg.jp)

求人説明会・ミニ面接会



市内企業の人事担当者が、仕事内容などを生の声で伝えます。求職中であれば、誰でも無料で参加でき、面接も可能です。

▼とき 1月15日(月)・29日(月)の午後1時30分～4時30分(受け付けは午後1時から)

▼ところ ヒロロ(駅前町)4階市民文化交流館ホール

▼定員 20人程度

▼参加企業数 3社以上(予定)

▼申し込み方法 当日までに申込書を窓口を持参するか、電話、ホームページで申し込みを。

▼その他 参加企業は、青森労働局または市ホームページで確認を/ハローワークに未登録の人も参加可/雇用保険受給者は求職活動実績の対象になるため、雇用保険受給資格者証の持参を/UJIターン求職者を対象にウェブ面談ができます(開催日の7日前までに申し込みが必要)。

●I・M・S(弘前就労支援センター内、ヒロロ3階、☎ 55-5608、H https://hirosaki-integral.ims-hirosaki.com)

20歳になったら

国民年金

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、家族の働き手がなくなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方から作られた仕組みです。

国民年金の加入

20歳を迎えると、国民年金の第1号被保険者(20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など)として加入したことのお知らせ、国民年金保険料納付書、学生納付特例制度の申請書などの書類が届きます(すでに第2号・第3号被保険者になっている人を除く)。

※第2号被保険者…会社員・公務員など厚生年金加入者/第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)

保険料の納付

金融機関やコンビニエンスストアでの納付書による納付、電子納付、口座振替、クレジットカード納付のほかスマートフォンのアプリ決済での納付が可能です。



納付が難しい人は、学生納付特例制度(在学中で所得が一定以下の場合、保険料納付が猶予される制度)や免除・納付猶予制度(学生以外の人の保険料納付が免除または猶予される制度)もあります。

※要件がありますので、詳しくは問い合わせを/保険料は未納のまま放置せず、必ず申請を。

●国保年金課国民年金係(☎ 40-7048) /弘前年金事務所(外崎5丁目、☎ 27-1339)

有料広告

有料広告

今月の納税

●収納課(市役所2階、☎40-7032、☎40-7033)

固定資産税	第4期
国民健康保険料	第7期
介護保険料	第7期
後期高齢者医療保険料	第7期

納期限
1/31(水)

納税には便利な口座振替をぜひご利用ください。

夜間・休日納税相談

平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日に納税相談日を設けています。

▼夜間 1月22日(月)～26日(金)の午後5時～7時30分

▼休日 1月28日(日)、午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ご連絡ください。夜間・休日納税相談では、電話での相談や市税などの納付もできます。

※特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。